

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200604	株式会社プラスB (法人番号 2380001028884) 代表者 佐久間良英	福島県郡山市田村町田母神字馬場82番地	本社営業所	福島県郡山市西田町大田字金堀1040	輸送施設の使用停止(260日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	令和元年7月19日、31日及び8月23日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録[不実記載]義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録[不実記載]義務違反(運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録[不実記録]義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)	26	26
20200609	有限会社藤観光 (法人番号 1410002008098) 代表者 藤原金一	秋田県雄勝郡羽後町足田字福田野12番地251	本社営業所	秋田県雄勝郡羽後町足田字福田野12番地251	輸送施設の使用停止(85日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条)	17	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。